平成２６年（フ）第１０３号
静岡県浜松市東区北島町37番地の１　セジュール小池203
債務者　河口寛こと　名倉　　寛
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金森　久和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６９６号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目29番17号
債務者　清水　裕希
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７２号
さいたま市緑区大字中尾2415番地１　ルイシャトレ浦和グレースガーデン803
債務者　中新田博幸
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
静岡県下田市大賀茂1226番地の119
債務者　飯田まゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯久保力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２０号
新潟県上越市南城町２丁目５番21号カントリーハイツＤテナントＡ号
債務者　渡邉　雄大
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船崎　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１７５号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―509号
債務者　山下　雄三
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６号
北海道士別市大通北９丁目80番地13
債務者　津田　征和
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
富山市八町4860番地６
債務者　上野三千子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６８８号
大阪府茨木市蔵垣内２―１―７―303、住民票上の住所大阪市住吉区遠里小野６丁目７番24号　ヴィラおりおの303号
債務者　大山　　薫
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９９号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目２番30号　高津マンション101
債務者　原田　　薫（旧姓海老沢）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２５号
大阪市北区長柄東１丁目４番23―909号
債務者　西山　正二
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７３号
大阪市生野区勝山北１丁目14番37号大栄マンション201
債務者　山本あつき（旧姓喜田）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８０号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目３番８―214号
債務者　綾城　匡裕
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４７号
大阪府交野市青山３丁目20番６―12号、前住所大阪府交野市私部１丁目28番10号
債務者　保　佐津美
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３５６号
大阪府東大阪市菱屋西４丁目８番27号アリスコート菱屋西101号
債務者　児玉　明子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７号
岐阜県大垣市大井２丁目38番地２　ラポールおおいＢ棟103号室
債務者　桐山　吉則
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１５３４号
埼玉県桶川市大字川田谷6999番地の10、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字戸口441番地
債務者　山崎　康弘
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係